

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領

平成元年2月15日農産第998号

岡山県農林部長通知

(一部改正) 平成 2年4月19日農産第26号、環審第9号

岡山県農林部長、岡山県環境保健部長通知

(一部改正) 平成15年10月9日農営第524号

岡山県農林水産部長通知

(一部改正) 平成30年12月1日農産第872号

岡山県農林水産部長通知

(目 的)

第1 この要領は、農薬取締法（昭和23年法律第82号、以下「法」という。）に基づき、ゴルフ場において芝及び樹木等の病虫害防除等のために用いられる農薬の安全かつ適正な使用を確保するために必要な事項を定め、農薬による被害を防止するとともに、環境の保全に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2 この要領において「農薬」とは、法第2条第1項に規定する農薬をいう。

2 この要領において「事業者」とは、県内に設置されたゴルフ場を経営している者及び今後県内にゴルフ場を開設し、経営しようとする者をいう。

(登録農薬の使用)

第3 事業者は、病虫害の防除等の目的で農薬を使用しようとするときは、法第3条及び法第34条第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用するものとする。

(農薬表示事項の遵守)

第4 事業者は、農薬を使用しようとするときは、法第16条に規定する登録農薬に係る適用病虫害の範囲、使用方法及び使用量並びに貯蔵上又は使用上の注意事項等の農薬表示事項を遵守するものとする。

(被害の防止)

第5 事業者は、農薬を使用しようとするときは、気象及び地形等環境条件を十分考慮し、従業員及び利用者並びに周辺住民に被害を及ぼさないように努めるものとする。

(農薬管理指導責任者)

第6 事業者は、農薬の安全かつ適正な使用及び農薬の適正保管管理のために、農薬管理指導責任者を置き、別記第1号様式により、知事に報告するものとする。報告した事項に変更が生じたときも同様とする。

(防除の指導・監督)

第7 事業者は、農薬を使用するときは、防除を委託する場合も含め、農薬管理指導責任者の指導・監督のもとに実施するものとする。

(農薬の購入)

第8 事業者は、農薬を購入しようとするときは、法第17条の規定による届出のあった農薬販売者から購入するものとする。

(農薬安全使用の徹底)

第9 事業者は、農薬管理指導責任者等を、知事が行う農薬安全使用研修会等に参加させ、農薬管理指導員の認定を受けるなど、農薬の安全・適正使用の徹底に努めるものとする。

(農薬使用状況等の記帳)

第10 事業者は、農薬の使用状況等について別記第2号様式により記帳し、3年間保存しておくものとする。

(農薬の使用状況等の報告及び調査)

第11 知事は、必要に応じて事業者に対して、農薬の使用状況等について報告、又は関係職員による調査を行わせることができるものとする。

(水質の監視)

第12 事業者は、ゴルフ場内の調整池等に魚類を放流するなど水質の常時監視に努めるものとする。

2 事業者は、農薬の使用量の多い時期に、主要な農薬について調整池又は排水口等において、毎年2回以上の水質調査を実施し、その結果を3年間保存するものとする。

3 知事は、水質調査の結果について、必要に応じて事業者に報告を求めることができるものとする。

(その他)

第13 この要領に規定するもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

様式第1号

農薬管理責任者専任（変更）報告書

平成 年 月 日

岡山県知事 殿

ゴルフ場名

住 所

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

氏 名

ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領第6の規定により農薬管理指導責任者を専任（変更）したので次のとおり報告します。

記

1 農薬管理指導責任者

職 名	氏 名	備 考

2 専任（変更）年月日

(参考)

1 安全適正使用の基本事項

農薬の購入、運搬、保管、使用方法、廃棄等の取扱いは、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」「消防法」などに定められています。

農薬の使用に当たっては、これらの取り決めをよく守るとともに、使用者が良識をもち細心の注意を払って取り扱うことが大切です。

(1) 使用者の良識

- ・登録農薬の使用
国の厳しい検査をパスし毒性や残留性等について安全性が確認され、使用方法などが定められた登録農薬の使用
- ・使用基準の遵守
適用病虫害、希釈倍数、使用量、使用時期、使用回数の遵守
- ・安全・適正使用
早期発見・早期防除、適期防除——→ 防除効果の向上、効果出現による使用量の低減

人畜毒性や魚毒性の低い農薬の使用
全面散布からスポット散布、予防的散布から治療的散布への切り替え
休業日、プレー終了後の散布
強風、降雨直前の不散布、降雨中の散布中止
廃液や薬剤容器類の適正な処理
- ・周辺環境への配慮
用水、住宅近隣山林等周辺への飛散防止、粒剤など土壌施用に伴う流出防止
- ・農薬・防除機に対する正しい認識
新技術、新薬剤、新型防除機器など知識や技術向上、認識の高揚

(2) ゴルフ場経営者、農薬管理指導責任者の意識の高揚

- ・常に企業としての自助努力
- ・地域住民との合意形成
- ・保全管理の技術革新・・・調整池の機能強化・拡大
県や関係団体が行う研修会等への積極的な参加など

2 水質保全と監視

広大なグリーンを有するゴルフ場には、リンクス全面に芝を敷き詰めた人工的な生育環境であり、これを保全するためには、人手による管理が必要です。

芝を病害虫や雑草から保護するためには、農薬は有用な資材ではありますが、安全適正に使うことが大切です。ゴルフ場内外の環境を保全するためには、水質監視を行う必要があります。

(1) 調整池などへコイなどの魚類を放流し、常時観察する。

(2) 調整池や排出口の水を定期的に採取し、水質検査を行う

(「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要領」第12)

1 水質の調査方法

項目	内容	摘要	
時期・回数	年2回以上 概ね 春～夏 1回以上 秋～冬 1回以上	使用時期、使用量、気象条件など考慮し、外部への影響が心配される時期	
場所	排水口、調整池、排水路など	外部への影響が大きい地点	
農薬数	殺虫剤、殺菌剤、除草剤ごとに概ね2成分	調査時期、調査地点ごとに使用量の多いもの	
採水	場所	調整池では、排水口付近 河川等では、流れのある地点	
	方法	採水器具をよく洗浄する 使用機具を採取水で2～3回洗浄したのち、共栓付きガラス2本に採取する	水道水を使用 採取水は5～6時間以内に分析機関へ搬入する やむおえない場合には、冷蔵庫内に保存し、できるだけ速やかに分析する 採水を分析機関に委託する場合はゴルフ場関係者が必ず立ち会うこと
	野帳作成	試料採取時の状況を野帳に記録し保管する	
分析	環境計量証明事業所へ委託する	分析項目によっては直ちに分析できない場合があるので、事前に分析機関と協議する	

2 水質の調査結果と対応

- (1) 水質調査結果のデータは「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（環境省水・大気環境局長通知）と照合する。
- (2) 水質調査値が許容基準値を超えた場合には、次の措置を速やかに講じる。
 - ア 危害防止のための連絡徹底
下流付近に水道水源、養殖池などの水利施設がある場合には、調査結果を当該施設の責任者に直ちに連絡するなど万全の措置をとる。
 - イ 原因究明
基準値を超えた原因を徹底的に究明する。
農薬の種類、使用方法、散布量、集排水系統、廃水処理施設など
 - ウ 改善措置の実施
不適切な箇所については、必要な改善措置を行う。
 - ・農薬の選択、使用方法の見直し
 - ・集排水系統、廃水処理施設の改修
 - ・地形、地質やレイアウト、構造の改善など
- (3) 調査結果が基準値以下であっても満足することなく、一層の低減に努める。

3 不測の事態発生時の措置

- (1) 魚が死んだり、急性中毒などの事故が発生の場合
ただちに、危被害の拡大を防止する措置を講じるとともに、所轄の保健所及び県民局農林水産事業部へ報告する。
- (2) 危険被害が発生するおそれのある場合
農薬が大量に飛散、流出、漏れ、または地下へのしみ込みが予想される際には、ただちに危被害の発生を防止するために必要な措置を講じるとともに、その旨を保健所、警察署及び消防署に届け出る。
- (3) 農薬を盗難、紛失した場合
ただちにその旨を最寄りの警察署に届け出る。